

第4次三重県食育推進計画（中間案）	主な意見	第4次三重県食育推進計画（最終案）																						
<p>第2「みえの食育」に取り組む方針および目標項目</p> <p>1 豊かな生活を支える食育の推進</p> <p>【目標項目（主指標と副指標）】</p> <p>(1) 朝食を毎日食べている子どもたち（小中学生）の割合の増加</p> <p>子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。望ましい食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べている小学生（6年生）および中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="151 457 1145 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">主指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">朝食を毎日食べている子どもたちの割合</td> <td>小学生</td> <td>86.3%</td> <td>90.5%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>82.9%</td> <td>88.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の数値は、朝食を「毎日食べている」と回答した児童生徒の割合です。</p>	主指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生	86.3%	90.5%	中学生	82.9%	88.0%	<p>主指標「朝食を毎日食べている子どもたちの割合」は、朝食を「毎日食べている」を選択した児童に、「どちらかといえば、食べている」を選択した児童を加えて、目標値を100%とすべき。</p> <div data-bbox="1240 443 1685 758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標値のうち「朝食を毎日食べている子どもたちの割合」について、国の食育推進基本計画と合わせ、「毎日食べている」と「どちらかといえば、食べている」を合わせた割合を100%をめざすこととしました。</p> </div>	<p>第2「みえの食育」に取り組む方針および目標項目</p> <p>1 豊かな生活を支える食育の推進</p> <p>【目標項目（主指標と副指標）】</p> <p>(1) 朝食を毎日食べている子どもたち（小中学生）の割合の増加</p> <p>子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。望ましい食習慣の形成を図る指標として、朝食を毎日食べている小学生（6年生）および中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="1724 457 2718 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">主指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">朝食を毎日食べている子どもたちの割合</td> <td>小学生</td> <td>95.2%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>93.5%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の数値は、朝食を「毎日食べている」、「どちらかといえば、食べている」と回答した児童生徒の割合の合計です。</p> <p style="text-align: right;">(本冊：4頁)</p>	主指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生	95.2%	100%	中学生	93.5%	100%
主指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)																					
朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生	86.3%	90.5%																					
	中学生	82.9%	88.0%																					
主指標		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)																					
朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生	95.2%	100%																					
	中学生	93.5%	100%																					
<p>第3 具体的施策</p> <p>1 豊かな生活を支える食育の推進</p> <p>(2) 学校、保育所等での取組</p> <p>ア 学校における食に関する指導の充実</p> <p>令和2年度より小学校から順次実施される新学習指導要領に基づき、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）および特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてもそれぞれの特質に応じ、学校教育全体を通じて食育を推進する必要があります。そのため学校は、栄養教諭等を中核として、管理職、教諭、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、調理員等職員全体で食育が体系的・継続的に実施されるよう、食育推進組織や食に関する指導の全体計画の効果的な活用に努めます。</p> <p>さらに、食品関連事業者や市町等、食を担う多様な関係者との連携・協力を図り、体験活動やICTを活用した学習を取り入れ、食品ロス削減に向けた取組を含む食育を進めます。</p>	<p>調理をする人の幸福感が高い、という調査結果がある他、調理と自尊感情の関連など、調理が食育につながる研究成果も出ていることから「調理」という単語を加えることができないか。</p> <div data-bbox="1240 1073 1685 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「豊かな生活を支える食育の推進」のうち、「学校における食に関する指導の充実」に関する部分に、「農林漁業や調理等の」体験を学校の食育に取り入れる旨を記載しました。</p> </div>	<p>第3 具体的施策</p> <p>1 豊かな生活を支える食育の推進</p> <p>(2) 学校、幼稚園および保育所等での取組</p> <p>ア 学校における食に関する指導の充実</p> <p>令和2年度より小学校から順次実施されている新学習指導要領に基づき、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）および特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてもそれぞれの特質に応じ、学校教育全体を通じて食育を推進する必要があります。そのため学校は、栄養教諭等を中核として、管理職、教諭、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、調理員等の職員全体で食育が体系的・継続的に実施されるよう、食育推進組織や食に関する指導の全体計画の効果的な活用に努めます。</p> <p>さらに、食品関連事業者や市町等、食を担う多様な関係者との連携・協力を図り、農林漁業や調理等の体験活動およびICTを活用した学習等を取り入れ、食品ロス削減に向けた取組を含む食育を進めます。</p> <p style="text-align: right;">(本冊：10頁)</p>																						
<p>(3) 多様なつながりによる取組</p> <p>オ 共食機会の創出 (新)</p> <p>核家族や共働き家庭などの増加や交流機会の減少、格差の拡大などが子どもに大きな影響を与えています。このような状況の中、子どもが一人で安心して行くことができ、無料または低額で食事ができる子ども食堂が注目されています。</p> <p>地域で食の支援を行う子ども食堂は食の支援にとどまらず、孤食の解消、食育、地域交流、見守りなど子どもやその保護者の居場所として多様で重要な役割を担っています。県では、関係機関と連携し、食を通じて子どもの居場所づくりを推進します。</p>	<p>「豊かな生活を支える食育の推進の具体的な施策」として、「オ 共食機会の創出」があるが、子ども食堂だけが取り組むように読める。共食の意義を広く県民に伝えることが必要ではないか。</p> <div data-bbox="1240 1650 1685 1923" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共食の意義については、第3の1「豊かな生活を支える食育の推進」のうち、「家庭での取組」において記載しています。「共食機会の創出」については、子ども食堂に地域食堂等を加え、「多様なつながりによる共食の推進」に取り組む旨を記載しました。</p> </div>	<p>(3) 多様なつながりによる取組</p> <p>オ 多様なつながりによる共食の推進 (新)</p> <p>核家族や共働き家庭などの増加や交流機会の減少、格差の拡大などにより、家族との共食が難しい場合があることから、地域においてさまざまな世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要です。このような状況の中、無料または低額で食事ができる子ども食堂やさまざまな年代を対象とした地域住民の居場所としての地域食堂が注目されています。</p> <p>地域で食の支援を行う子ども食堂や地域食堂等は食の支援にとどまらず、孤食の解消、食育、地域交流、見守りなど子どもやその保護者、地域住民等の居場所として多様で重要な役割を担っています。県では、関係機関と連携し、食を通じて多様なつながりによる共食の場づくりを推進します。</p> <p style="text-align: right;">(本冊：13頁)</p>																						

第4次三重県食育推進計画（中間案）	主な意見	第4次三重県食育推進計画（最終案）
<p>2 豊かな地域を支える食育の推進</p>	<p>全ての市町が食育推進計画を作成するため県の支援について記載すべきではないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「豊かな地域を支える食育の推進」において、市町食育推進計画の作成支援を加えました。</p> </div>	<p>2 豊かな地域を支える食育の推進</p> <p><u>(2) 市町食育推進計画の作成支援</u></p> <p><u>食育基本法第18条において、市町は国の食育推進基本計画および県の食育推進計画を基本として、市町の区域内における食育推進計画を作成するよう努めることとされており、令和元年度までに19市町（65.5%）で食育推進計画が策定されています。</u></p> <p><u>引き続き、全ての市町で食育推進計画が策定されるよう、市町等の食育関係者が出席する「三重県地域食育推進連絡会議」において、策定による効果や参考となる県内外の優良事例を紹介するとともに、市町関連計画の更新時期に合わせ、個別に作成を支援します。</u></p> <p style="text-align: right;">（本冊：14頁）</p>
<p>3 豊かな環境を支える食育の推進</p> <p>(1) 環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組</p> <p>ウ 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組</p> <p>県内の家庭から発生する食品ロスの量は約3万5千トン（令和元年度）と推計されており、その中には手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれています。</p> <p>食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図り、行動につなげていくよう、市町と連携して啓発や情報発信を行います。</p> <p>この他、未利用食品が活用されるよう、食品関連事業者、NPO、関係団体等が連携、交流するネットワークの形成に努めます。また、食品廃棄物の再利用（飼料化・肥料化）の促進のため、事業者と連携し、食品廃棄物の効率的な収集体制の構築に努めます。</p>	<p>食品ロスの削減に向けた取組について、食品製造業者等に対する取組も含めるべきでないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>豊かな環境を支える食育の推進のうち、食品ロスに関する部分について、フードチェーン全体での商習慣の見直しや地域における食品廃棄物の再利用など、食品ロスの削減に向けた事業者の自主的な取組の促進を追記しました。</p> </div>	<p>3 豊かな環境を支える食育の推進</p> <p>(1) 環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組</p> <p>ウ 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組</p> <p>県内の家庭から発生する食品ロスの量は約3万5千トン（令和元年度）と推計されており、その中には手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれています。</p> <p>食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図り、行動につなげていくよう、市町と連携し、<u>学識経験者や関係機関の協力を得ながら食品ロス削減に向けた行動につなげていくモデル事業に取り組むとともに、アプリ等を活用した啓発や情報発信を行います。また、市町の協力を得ながら定期的に排出実態を把握していきます。</u></p> <p><u>さらに、事業者から発生する食品ロス等の削減に向け、食品製造業、卸・小売業、外食産業それぞれの業種ごとの排出実態を把握しつつ、事業者の自主的な取組を促進するためのネットワークを形成し拡大します。例えば、フードチェーン全体での商習慣の見直しによる食品ロスの発生抑制や、地域における食品廃棄物の再生利用（飼料化・肥料化等）の促進等に向けた、モデル取組を実施します。</u></p> <p><u>これらのほか、事業者とフードバンク活動団体等との間で未利用食品の提供をマッチングするシステムを、事業者や団体等と連携して運用します。</u></p> <p style="text-align: right;">（本冊：15頁）</p>

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

これまでの取組において、小中学校における食育推進組織の設置など食育を推進する体制が進んだ一方で、小中学生の朝食の喫食や学校給食への地場産物導入、成人の健康に配慮した食生活の実践などは、当初の計画どおりに進展していません。適切な生活リズムの習得や若い世代も含めた生活習慣病の予防、農林水産物とその生産現場への理解増進等に向けて、さらなる取組の充実が必要となっています。

2 食育をめぐる現状

SDGsの達成に向けて、食育の推進が果たす役割に期待が寄せられている中、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年に施行され、取組の充実が求められています。

また、県では、令和元年度から、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営を促進しているところであり、市町や企業等関係機関と連携して食育の視点を通じた健康づくりの取組を進めているところです。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による、地産地消への意識の高まりやデジタル化の進展など、食育を取り巻く環境変化への対応も必要となっています。

3 第4次三重県食育推進計画の策定の方向性

これまでの取組と課題と食育をめぐる現状、国の第4次食育推進基本計画(令和3～7年度)(案)の概要をふまえ、「みえの食育」に取り組むこととします。

<3つの取組方針～生活・地域・環境～>

取組方針については、

- 健全な食生活の実現に向けて、家庭、学校・幼稚園・保育所等、職場を含めた地域などにおける生涯を通じた切れ目のない取組が重要であること。
- 消費者に対する地域の農林水産業への理解促進や食文化の維持・継承を進めるには、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を深め、地域全体で取り組む必要があること。
- 環境と調和のとれた食料の生産や消費の推進がより一層重要となっていること。

をふまえて、第4次計画の取組方針を「生活」、「地域」および「環境」の3つの観点から整理しました。

<具体的な施策>

3つの取組方針に基づき、農林漁業者や食品関連事業者、ボランティア、教育関係者、市町等の関係者との連携・協働を図りながら、効果的な情報発信や研修などを行ううえで、デジタル(オンライン)技術を活用しつつ具体的な施策を展開します。

<目標項目>

「みえの食育」に取り組む方針の主指標として、さらに取組を充実させる第3次計画の項目を継続するとともに、新たに必要項目を加えました。

また、具体的な施策の進展状況を適切に把握するための副指標を新たに設けました。

<計画期間>

令和3年度から令和7年度までの5年間

第2 「みえの食育」に取り組む方針および目標項目

1 豊かな生活を支える食育の推進

年齢や生活様式を問わず、全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じます。特に、乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成に資する取組、高齢者の健康寿命の延伸、健康づくりや生活習慣病の予防、食生活の多様化をふまえた「日本型食生活」の推進につながる取組など、生涯を通じた切れ目のない食育の取組を推進する他、食事を楽しみ、つながりを大切にする共食機会の創出による食育推進に取り組めます。

家庭においては、健全な食生活の実現に向けて食品の適切な選択や食の安全に配慮した取組への理解促進を行うとともに、災害に備えた食の確保の啓発に取り組めます。

また、学校、幼稚園および保育所等においては、栄養教諭や栄養士等を中核として、関係者が連携した食育の体系的・継続的な実施を推進します。

さらに、多様なつながりによる取組として、従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業等や健康に配慮した食事や食品を提供する食品関連事業者の取組を支援します。



指標項目

(主指標)○朝食を毎日食べている子どもたち(小中学生)の割合 変更 (副指標)●「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」に学校または学年単位で応募する学校の割合

現状値	小学生 95.2%	中学生 93.5%	目標値	小学生 100%	中学生 100%	現状値	小学校 4%	中学校 13%	目標値	小学校 10%	中学校 20%
-----	-----------	-----------	-----	----------	----------	-----	--------	---------	-----	---------	---------

(主指標)○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合 (副指標)●健康に配慮したメニューや栄養バランスのよい食事に役立つ情報を提供する飲食店数

現状値	全体 40.4%	20歳代および30歳代 35.7%	目標値	全体 55.0%	20歳代および30歳代 45.0%	現状値	435店	目標値	500店
-----	----------	-------------------	-----	----------	-------------------	-----	------	-----	------

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する人の割合

現状値	64.2%	目標値	75.0%	現状値	50.0%	目標値	64.0%
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

●従業員に対する食育を実践している事業所給食施設の割合

2 豊かな地域を支える食育の推進

地産地消運動や、農林漁業者等との交流、農林漁業体験の推進に係る施策等を講じることで、県民が県産農林水産物に触れ親しむ機会を増やし、県民に生産者をはじめ、「食」に関わる多くの関係者のつながりにより、食が支えられていることを知る機会を増やします。

また、各地域の気候・風土に応じて生産されるさまざまな農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、農林水産業や食文化が次の世代へ維持・継承されるよう支援を行います。



指標項目

(主指標)○学校給食における地場産物使用割合(金額ベース) 変更 (副指標)●地場産物を活用した学校給食用一次加工品開発数(累計)

現状値	59.2%	目標値	65.0%	現状値	3	目標値	9
-----	-------	-----	-------	-----	---	-----	---

●県産農林水産物紹介資料の種類(累計)

現状値	9	目標値	15
-----	---	-----	----

(主指標)○市町食育推進計画の策定率 (副指標)●市町や関係団体等を対象とした連絡会議開催数

現状値	65.5%(19市町)	目標値	100%(29市町)	現状値	1回	目標値	毎年度1回以上
-----	-------------	-----	------------	-----	----	-----	---------

3 豊かな環境を支える食育の推進

環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理、環境と調和のとれた持続可能な食料生産等の重要性を情報発信し、理解促進を図ります。

また、人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費(エシカル消費)」の啓発を行うとともに、食品ロスの削減に向けて、食品関連事業者や教育関係者、市町等多様な関係者との連携・協働を図ります。



指標項目

(主指標)○食品ロス量削減率 新規 (副指標)●食品ロスの削減について、市町や食品関連事業者等と連携してモデル事業に取り組んだ数(累計)

現状値	-	目標値	家庭系食品ロス量 10%減 事業系食品ロス量 10%減	現状値	-	目標値	5
-----	---	-----	--------------------------------	-----	---	-----	---

現状値は令和3年度に把握します。

第3 具体的施策

1 豊かな生活を支える食育の推進

(1) 家庭での取組

- 生活リズムの向上
- 望ましい食習慣や知識の習得
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- 青少年およびその保護者に対する食育推進
- 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進
- 健康寿命の延伸につながる食育推進
- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- 災害への「食」の備えの啓発 新規

(2) 学校、幼稚園および保育所等での取組

- 学校における食に関する指導の充実
- 学校給食の教育的意義を高める取組
- 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- 就学前の子どもに対する食育推進

(3) 多様なつながりによる取組

- 専門的知識を有する人材の養成・活用
- 食の安全・安心確保に関する取組
- 食品関連事業者等による食育推進
- 職場における従業員等の健康に配慮した食育推進 新規
- 多様なつながりによる共食の推進 新規

2 豊かな地域を支える食育の推進

(1) 農林水産業の理解を深める取組

- 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- 農林漁業体験を通じた食育推進

(2) 市町食育推進計画の作成支援 新規

3 豊かな環境を支える食育の推進

(1) 環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組

- 持続的な生産方法や資源管理に関する普及啓発 新規
- エシカル消費の啓発 新規
- 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組

第4 推進体制

関係部局を構成員とする「三重県食育推進連絡会議」を開催し、計画の進捗管理を行うとともに、計画の実現に向けて、関係部局間の情報共有や連携等により課題解決を図ります。

また、市町や食育関係団体等が参加する「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、食育推進に向けた機運の醸成を図ります。

三重県食育推進連絡会議構成部局

農林水産部、医療保健部、教育委員会事務局、防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部、雇用経済部

1 新指針策定の趣旨

これまで、本県の茶業を将来にわたり持続的に発展させていくため、平成23年3月に策定(平成25年1月一部改定)した、「三重県茶業振興の指針」に基づき、さまざまな取組を推進。
10年が経過し、新たな課題が明らかになってきたほか、茶業を取り巻く情勢の変化、国が見直した「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」等も踏まえ、指針を見直すことが必要。

2 現行指針の取組成果と課題

現行指針では、大きく3つの視点に基づき、取組を進めてきた結果、次のような成果が得られた一方で、課題も明らかになってきた。

(1)伊勢茶生産の競争力強化と担い手の確保・育成

<成果>

- 経営体による茶園の集積と芽売り農家との連携を促進
 - ・茶農家1戸あたりの経営面積H22:2.2ha→H27:3.1ha
 - ・製茶工場1件当たりの茶葉取扱い面積H23:7.95ha→R1:12.03ha
- コスト低減に向けた、製茶工場や茶園管理の共同化や法人化を促進
 - ・大規模製茶工場の整備・育成H23:73件→R1:75件
- 需要に対応し、「おいしい茶」(かぶせ茶、碾茶、玉露)の生産を拡大
 - ・おいしい茶の生産量H23:1,550トン→R1:2,235トン

<課題>

- ◆経営体における大規模化によるさらなるコスト縮減に向けた、
 - ・経営体の一層の茶園集積と芽売り農家との連携強化
 - ・作業効率の向上に向けた茶園の整備や品種の分散
 - ・茶園管理システムなど、スマート農業技術の導入
- ◆経営体の収入の安定と向上を図るため、
 - ・作業の効率化と品質向上に向けた栽培管理技術の導入
 - ・中小規模の経営体における経営の複合化(他品目の導入)や多角化(直売や加工など)の促進



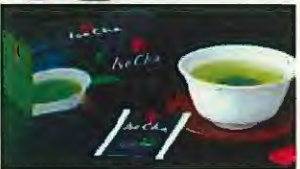
(2)伊勢茶の消費拡大と流通販売戦略の強化

<成果>

- 伊勢茶認証店を通じた伊勢茶のPRを実施(プレミアム商品券販売)
- 伊勢神宮など県外からの入込客が多い観光地等で、呈茶サービスを実施
- ニーズに対応した新たな商品を開発
 - (伊勢茶高級ポトリングティー、熟成かぶせ茶、高濃度カテキン茶など)
- (株)HISとの連携により海外食品加工事業者へ原料として輸出を促進
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培暦の策定
- コロナ禍において、国の事業の活用により、伊勢茶の消費拡大として、観光施設、学校や企業等で伊勢茶試供品(ティーバッグ)を配布

<課題>

- ◆伊勢茶のさらなる消費や販路の拡大、付加価値の創出に向けた、
 - ・企業等と連携したティーバッグとマイボトルを活用する飲み方の提案推進
 - ・伊勢茶の品質や茶の機能性を生かした新たな商品の開発
 - ・輸出先国の残留農薬基準に対応した輸出向け生産体制の整備
 - ・輸出関連事業者などと連携した、輸出販路の継続と新たな販路の開拓
- ◆伊勢茶の歴史や文化を合わせた食育活動の推進



(3)安全安心な伊勢茶の確保

<成果>

- 国際水準GAPの認証取得を支援(R2年12月時点41経営体159農場が認証取得)
- デジタルデータ等により、実需者等に対して生産履歴情報を迅速に提供できる生産流通体制を整備
- 有機JASの認定取得(15件)やみえの安心食材表示制度の登録(26件)などを推進

<課題>

- ◆産地全体をマネジメントするためのGAP団体認証の取得推進
- ◆GAP認証や有機JAS認証などを取得した伊勢茶を活用した取引の拡大
- ◆ICTを活用した、生産履歴等を迅速に追跡できる体制の構築

3 社会潮流と茶業を取り巻く情勢の変化

<社会潮流の変化>

- ・スマート技術の社会実装などSociety5.0の取組の進展
- ・持続可能な開発をめざすSDGsの実現に向けた取組の加速化
- ・人口の自然減・社会減に対応していくための地方創生の取組の進行
- ・コロナがもたらした、テレワークや通販の拡大など、新しい生活様式の定着加速

<茶業を取り巻く情勢の変化>

- ・食生活を始めとする生活様式の変化や多様化などにより、急須を用いてお茶を飲む機会が若年層や中年層を中心に減少。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、お茶の消費の伸び悩みを受け、近年の茶価格の低下が茶生産者の経営を圧迫
- ・増加していたペットボトル需要が、最近では頭打ち傾向
- ・抹茶や有機栽培茶などを中心に、輸出が拡大傾向

4 新指針における取組方向

取組の方向性

新しい指針は、計画期間を令和3年度～12年度の10年間とし、収益力の高い茶業経営の実現をめざして、次の3本柱で、目標を設定して、具体的な施策に取り組む。

取組の骨子

(1)伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成

- ①持続可能な経営体の育成
 - ・経営規模や生産出荷体制に応じた経営体の育成
 - ・新規就農者の確保・育成
- ②生産効率の高い生産基盤づくり
 - ・茶園の整備・改良及び集積・集約化の促進
 - ・スマート茶業技術の研究開発と実証、現場への普及
- ③多様なニーズに対応できる生産体制の整備
 - ・リーフ茶、加工品、輸出などさまざまなニーズに対応できる生産体制の整備
 - ・茶栽培履歴管理やGAP団体認証などにかかる茶生産体制のDX化



(2)国内外への流通体制とプロモーションの強化

- ①茶市場における斡旋や販売機能の強化
 - ・伊勢茶の斡旋先や販路の拡大など茶市場の活性化
- ②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備
 - ・伊勢茶輸出プロジェクトの取組推進
 - ・輸出に対応できる茶市場の体制整備
 - ・輸出先国に応じたプロモーションの展開



(3)新たな需要創出による消費の拡大

- ①消費者のライフスタイルの変化に合わせた楽しみ方の提案
 - ・ティーバッグとマイボトル等の活用促進
 - ・茶の機能性を生かした需要拡大
- ②日本茶に係る文化等を活用した茶の魅力発信
 - ・歴史・文化を活用した日本茶の魅力発信
 - ・茶に関する食育の推進

